三条市特定事業主行動計画の実施状況（女性活躍推進法第 19 条第６項）及び女性の職業選択に資する情報の公表（女性活躍推進法第 21 条）

特定事業主名：　三条市

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下 「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき「三条市次世代育成支援・女性活躍推進行動計画（令和８年度～令和 12 年度)」を策定しています。

女性活躍推進法第 19 条第６項 に基づき、行動計画の実施状況、及び女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

＜女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績＞

１　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
管理的地位にある職員	2.4%	4.9%	7.3 %

【説明欄】

・令和８年４月１日における割合。
・管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は令和 7 年度を上回った。

２　各役職段階に占める女性職員の割合

区分	目標（12 年度）	令和６年度	令和７年度	令和８年度
部長級		－	－	－
課長級		3.0%	6.3%	9.4%
課長補佐級		30.2%	26.9%	28.8%
係長級		21.5%	23.1%	28.7%
合計	40%以上	19.9%	20.4%	23.9%

【説明欄】

・令和８年４月１日における割合。
・「係長相当職以上に占める女性の割合」は 23.9%であり、令和７年度を上回った。
・「部長級」の区分に該当職員はいない。

３　採用した職員に占める女性職員の割合（正職員）　（令和８年４月１日時点）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
採用した職員に占める女性職員の割合	51.6%	61.5%	56.2 %
一般事務職	45.5%	59.1%	64.7%
保育士職	100.0%	100.0%	100.0%
消防職	0.0%	0.0%	0.0%

＜職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績＞

1　離職率の男女の差異　（令和７年度）

区分	離職率	離職者の年齢割合				
		～20 代	30 代	40 代	50 代	60 代
男性	3.7%	3.6%	3.6%	3.5%	2.6%	19.0%
女性	6.1%	5.9%	4.8%	4.8%	1.4%	36.4%

2　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

(1) 常勤職員

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
男性	50.0%	85.7%	86.7%
女性	100.0%	100.0%	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
男性	0.0%	0.0%	－
女性	100.0%	100.0%	100%

(3) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況　（令和７年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0.0%	0.0%	－	0.0%
１週間以上２週間未満	0.0%	0.0%	－	0.0%
２週間以上１月以下	7.7%	0.0%	－	20.0%
１月超３月以下	69.2%	0.0%	－	0.0%
３月超６月以下	7.7%	0.0%	－	0.0%
６月超９月以下	7.7%	7.7%	－	40.0%
９月超 12 月以下	7.7%	15.4%	－	40.0%
12 月超 24 月以下	0.0%	46.2%	－	0.0%
24 月超	0.0%	30.8%	－	0.0%
２週間以上育児休暇を取得した割合	100%		－	
目標（12 年度）	100%			

３　男性職員の配偶者出産休暇取得率及び育児参加のための休暇取得率

区分	目標（12 年度）	令和５年度	令和６年度	令和７年度
配偶者出産休暇取得率	100%	71.4%	71.4%	66.7%
育児参加のための休暇取得率	100%	78.6%	71.4%	86.7%
合計取得平均日数		6.7 日	6.1 日	7.1 日

【説明欄】

・女性の育児休業取得率は常勤職・会計年度任用職員のどちらも 100%であった。
・男性の会計年度任用職員で上記休暇の該当者はいなかった。
・男性の常勤職員で育児休業を２週間以上取得してる割合は 100%であった。
・所属において業務の調整や代替体制の確保が円滑に行えるよう配偶者の妊娠はわかった際に育児休業等取得計画書を提出してもらっている。
　また、制度の内容を冊子にまとめ掲示板等で情報提供を行っている。

４　超過勤務の状況

(1) 管理的地位にある職員以外の一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人数	8.3 時間	9.0 時間	10.9 時間

区分	令和７年度
内部部局等	14.3 時間/月
内部部局等以外	4.8 時間/月

(2) 年間 360 時間を超えて時間外勤務を命ぜられた職員数

区分	目標（12 年度）	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人数	0 人	29 人	30 人	54 人

【説明欄】

・時間数には、各職員の本来業務に係る時間数の他、選挙・除雪・災害対応等の時期的又は突発的な勤務に係る時間数も入る。
・令和７年度は選挙用務や熊対応等があり時間外勤務が多かったと思われる。
・時間外勤務の縮減に当たっては、特定の職員への業務集中や長時間労働の常態化を防止するため時間外勤務の適正管理を行うとともに、毎週水・金曜日をノー残業デーに設定するなど、全庁で取組を推進している。

５　職員の年次有給休暇等の取得日数の状況

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
平均取得日数	11.8 日	11.8 日	12.0 日
取得が５日未満の職員数	25 人	26 人	21 人